

機械設備の導入や運転資金の借入を御予定の事業者様

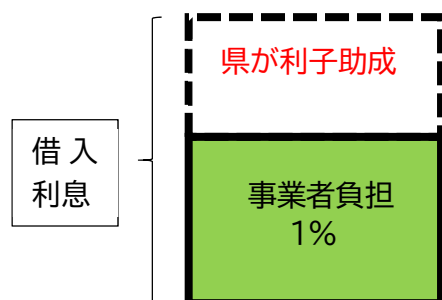
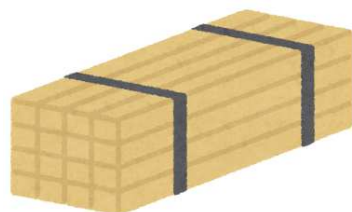
利子助成制度を御活用ください！

(鳥取県産乾燥材安定供給推進利子補助金)

生産の効率化・増強のために国庫補助事業等を使った機械設備の導入に必要な自己資金や原木購入等の運転資金を公的
制度融資で借入すると、県の利子助成が受けられます。

◎ポイント1

1%を超えた部分を県が負担！



【対象となる公的制度融資（一例）】

- 日本政策金融公庫「新事業活動促進資金」
 - ・経営強化関連（設備資金）1.25%（10年）1.65%（20年）
 - 鳥取県企業自立サポート融資
 - ・中小企業小口融資（設備資金）1.66%（7年）
 - ・企業自立化支援資金（設備資金）2.1%（10年）
 - 木材産業高度化推進資金
 - ・構造改善合理化資金（運転資金）1.3%（1年以内）
- ※利率は条件によって異なりますので、詳しくは金融機関にお問い合わせください。

◎ポイント2

JAS 乾燥材生産事業者は最長5年間の利子助成！

※上記以外の事業者は1年間。

（助成額の一部）機材導入

- ・総事業費：50,000千円
- ・補助率^{※1}：3/4（国費1/2、県費1/6、市町1/12）→自己資金：12,500千円
- ・借入制度：鳥取県企業自立サポート融資
（自立化支援資金 設備資金、利息2.1%、10年返済（元金均等））
- ・利子助成額：5年間で約46万円^{※2}

※1 補助率は年度や各市町村によって異なります ※2 助成額は借入条件によって異なります。



◎ポイント3

令和3年4月1日以降に借入れた上記資金が対象となり、
令和4年度分からの利子助成が受けられます。

問い合わせ先

鳥取県農林水産部県産材・林産振興課（電話 0857-26-7308）
メールアドレス：kensanzai-rinsan@pref.tottori.lg.jp

